

音象徴と図像性

日本におけるヴントの手話学説曲解の歴史

田中さをり*

1 はじめに

実験心理学の創始者として歴史にその名を刻んだヴィルヘルム・ヴント (Wilhelm Wundt:1832-1920) は、1900年から20年間にわたり出版された『民族心理学』にて、言語の起源に関する一つの説を提案している。人間の「衝動」が「表出運動」を生み出し、それが感情の直接的表現である描写的で模倣的身振りとそれに伴う声になり、やがて言語になる、というものだ¹。ヴントは、この衝動から生み出される言語の原初形態を現在進行形の状態で観察できるのが「手話」だと考えた。この説は、17世紀のライプニッツ以降の言語研究に関わる者たちの最大の謎だった「言語の普遍性は何か、その起源はどこにあるのか」という問題に、ジェスチャー論という観点から切り込んだものだとされている²。一方で手話に向けたヴントの視点は、戦前から戦後にかけての日本国内の聾教育に、まったく別の形で影響を与えていた。

晩年のヴントが残した『民族心理学』は全10巻からなるが、その第1巻「言語」の第2章で手話の問題が中心的に扱われている³。本論では、同書でのヴントの心理学上の一学説が、日本の教育官僚出身の研究者であった川本宇之介により誤った形で紹介され、聾学校の児童・生徒たちの手話を禁止し、音声の読話と発話を促すために生まれた「純口話法」教育を正当化する根拠として使われた経緯を追う。

この問題は、哲学・心理学・教育学の多分野にまたがる領域で、ドイツ語と日本語の二言語の翻訳の過程で生じたが、哲学分野に対して突きつけられている独立の問いがある。本論で詳しく見るように、川本の誤訳はドイツ語が読め

* MID アカデミックプロモーションズ

電子メール: [tanaka\[a\]mid-japan.com](mailto:tanaka[a]mid-japan.com)

¹ 「音声を最初に用いた者はたまたまそれを発したのではなく、描写的で模倣的な動作に伴ってその声が指し示される物との関係においてもともと決まっていたといえる」、Wundt (1900, Vol. II, p.608).

² Levelt (2014, p.203) は、ヴントが様々な地域の手話に対して精力的な分析を試みたのは言語の起源をジェスチャー論の点から発展させるためであったと指摘している。

³ 同書の電子版は *Völkerpsychologie: eine Untersuchung der Entwicklungsgesetze von Sprache, Mythos und Sitte* として Internet Archive (archive.org) から読める。

哲学の背景知識が多少なりともある者であれば、すぐに気がつくような明白な誤りである。にも関わらず、これまで70年以上もの間この誤訳が見過ごされてきたのはなぜなのか。この問いは、有史以来、言語の本性に関する哲学的探求が積み重ねられてきたにも関わらず、「言語の形態の多様性を認めるのにこれほど時間がかかったのはなぜなのか」という問いと、鉾脈を同じくしているものと思われる。

本論ではまず、教育現場の手話の問題について解説する。次に、ヴントの学説の歴史的背景について分析し、川本がその曲解に至った経緯を検証する。最後に、当時の時代背景を同時代の文献をもとに検討し、哲学者の認識論的限界を指摘する。

2 手話と教育

聾学校での学習言語として「手話」と「音声」のどちらが適切なものか、現代まで各国で長く論争が巻き起こってきたが、この対立は心身問題の一形態として指摘されている⁴。言語の構音器官が口より奥にあるのが音声言語のため、音声言語の方が「心」により近く、手話の方が「身体」により近いという想定のもと、音声での教育の推進派は、身体から遠く心に近い音声言語の方が人間固有のものであり、手話に対する言語的優位性をもつと考えた整理しうる。

そもそも耳の聞こえない児童（以降、聾児と呼ぶ）に対する聾教育が日本で始まったのは、川本宇之介がヴントの学説を紹介した『聾教育学精説』の発刊から遡ること約60年前のことである。古河太四郎が1878年に京都盲啞院を設立し、目が見えない児童とともに学ぶ学校としてスタートした。1886年には、電話機の発明で知られるアレキサンダー・グラハム・ベルのもとで視話法（visible speech）を学んだ伊澤修二が、日本で初めてこの手法を用いた聾児への発音矯正訓練を行っている⁵。

この方法は、聾児の視覚と運動感覚を活かした発音教授法であったが、明治期は手話⁶と筆談による教授を行う学校が主流であった。しかし大正期に入ると、

⁴ 岡本（1994, p.449）は、聾学校の生徒を口話教育が可能か不可能の二群に分類する方法について「西洋流精神（口）・身体（手）の二元観」と紹介している。

⁵ 視話法は、電話の発明者として知られるアレキサンダー・グラハム・ベルの父、メルヴィル・ビルにより発明された。音韻を象徴する記号と口腔内の構造を視覚的に認知させて音声言語の発話を促す手法で、これを聾児の発音教授法として応用したグラハム・ベルに師事した伊澤修二が、後に日本の聾教育や、台湾統治中の日本語教師への台湾語学習の教授法に応用した。呉（2004, p.150）

⁶ 末森（2015, p.180-181）は、昭和初期には文法的に異なる「自然手話」（ホームサイン）、「慣習的手話」（日本手話）、「教育的手話」（日本語対応手話）という分類が提唱され、それぞれの文法的な違いが顕在化していたにも関わらず、いずれも「手話」という用語が使われていたことか

1920年に、明治学院大学神学部教授のオーガスト・カール・ライシャワーが妻のヘレンとともに日本聾話学校を設立し、アメリカから音声主体の教育法である口話法を導入する。この間も文部省官僚や聾学校の校長を中心に英米独仏の聾教育研究が進み、1924年に欧米の視察から戻った川本宇之介が、東京聾啞学校にて最新の教育事情を伝える講演を行う。川本はその後、同校師範部心理学講師に就任し、同校での口話法の教員養成が始まるが⁷、川本はこの時に、ヴントの学説を日本の聾教育に初めて持ち込んだと見られる。

さらに1926年には、それまで手話と筆談が中心だった東京聾啞学校に難聴児学級が置かれ、残存聴力と発語に重きをおく口話教育が行われはじめた⁸。つまり、川本がドイツでヴントの学説に触れて帰国した直後、川本の主導で日本の聾教育が大きく転換し、手話での教授法から、音声での読話と発語を中心とする口話法教育に移行したことになる。昭和期に入ると、手話の使用を禁止して日本語音声の聴取と発語に重きをおく純口話法教育の普及が加速する⁹。

聾学校の教員によっては手話の言語特性に着目していたケースも見られるが¹⁰、昭和初期までのあいだに、教育現場での手話使用は日本語の獲得を妨げるとの考えが主流になっていった。

一方で欧米諸国では、20世紀後半に大転換が起こる。1972年にスウェーデンのストックホルム大学言語研究所でスウェーデン手話の研究が始まり、スウェーデン手話の文法体系が明らかになると、1981年には世界で初めて手話を聾者の第一言語とする法案が可決された。

日本国内では1990年代から奈良県や三重県の聾学校で幼児期から手話が導入され始め、2008年には日本手話と書記日本語のバイリンガル教育を行う明晴

ら、「手話」という言葉のもつ多義性を指摘している。本論では、「手話」を聾学校で用いられる手話として用いるが、特に音声言語と独立の文法体系をもつ手話に言及する場合は、「日本手話」と明記する。

⁷ 東京聾啞学校編(1935, p.310)。米川(2002, p.107)によると、この年が口話法元年となり、岡崎・広島・岡山・岩手の各聾学校で口話法が採用された。

⁸ これは視話法とは異なり、教師が耳のそばで大声を出して発音を聴き取らせるというものだった。前掲書(1935, p.317,401)。

⁹ 日本弁護士連合会(2005, p.2)では、大正から昭和にかけて日本の聾教育のなかで口話法が広まった一つの要因として、「海外のろう教育が口話法中心へと移っていることが川本宇之介らによって伝えられたこと」を挙げている。

¹⁰ ヴントを引いて「言語が思想感情を表現するのと同様に、手話もまた思想感情を表現するものである」とした丸山(1935, p.142)の記述に見られるように川本の『聾教育学精説』が出された1940年以前にも、桑田の『ヴントの民族心理学』(1918)を通して、聾学校教員として聾教育の研究を進めていた心理学者や教育学者は、ヴントの学説を学んでいたとみられる。聾児に対する手話教育を推進していた大阪聾啞学校では、手話教育を援護するものとしてヴントを引用する藤井(1929, p.173)や、ヴントの言う原始語と手話は違うとして反論する佐田(1929, p.93)、インド・ヨーロッパ語の言語起源説にある動作性を紹介しながらヴントと同様の議論を独自に展開する松永(1929, p.44)もいた。

学園が開校された。また 2003 年には、「全国ろう児をもつ親の会」が日本手話による教育を求めて人権救済申立を行い、六万人を超える署名を集めたことを受け、2005 年に日本弁護士連合会が「手話教育の充実を求める意見書」を公表した¹¹。2006 年には国連の障害者権利条約が改訂され、手話が言語として明記されたことを受け、国内法の障害者基本法が 2011 年に改正された。ここで初めて、日本の国内法において括弧書きで手話が言語に組み込まれ、現在は自治体ベースで手話言語条例が制定され始めている¹²。

3 川本宇之介の生涯

ここでヴントの学説を日本の聾教育に初めて持ち込んだ川本宇之介の生涯を見ておく。川本は、東京帝国大学を卒業後、東京市教育課を経て、文科省に入省した。その後の研究活動は、職業教育論・盲聾教育論・貧困児教育論・社会教育論・都市教育論のテーマで展開されるが、公民教育論がその中核にあり、社会教育論研究者としての評価も高い¹³。1922 年から 2 年間、盲・聾教育研究の為、アメリカ・イギリス・ドイツ・デンマークへ留学し、この時にヴントの著作とその哲学に触れることになる。帰国後、口話法普及講習会を開き本格的に聾教育における口話法の必要性を説き、1924 年に東京聾啞学校兼東京盲学校教諭に就任する。1940 年に信楽会より『聾教育学精説』を出版する。この本は、聾学校教員向けの口話法の指導書として広く読まれた。その後、川本は文部大臣の諮問機関である「教育刷新審議委員会」委員に任命され、特殊教育部門を担当するなどして口話法を推進するための教育行政にたずさわり、1960 年に 71 歳で他界した¹⁴。

4 Ursprache の背景

4.1 ヴントの民族心理学

川本が活躍した当時から日本でその名を知られていたヴントの著作のなかで川本が紹介したのは、ヴントの『民族心理学』全 10 巻のうち、第 1 巻第 2 章で手話の考察を行っている箇所である。ここではその哲学的背景を概説する。

¹¹ 小島 (2006, pp.4-6).

¹² 手話言語条例とは、日本各地の自治体ベースで制定されつつある条例で、手話の普及と環境整備について定めたもので、現在鳥取県を筆頭に 73 の自治体で制定されている。

¹³ 石原 (2002, p.122).

¹⁴ 川本宇之介の生涯については、二次的資料として、野呂・中川 (2005)、平田 (1990)、山本 (1961) などを参照した。

ヴントは、民族心理学的研究により、言語・神話・慣習・儀式・芸術などの心の産物について、その起源を明らかにするために広範な比較研究を行ったが、このうちの言語の問題について、『民族心理学』第一巻で、当時入手できるすべての文献から手話についての議論を展開しており、聾者の手話だけでなく、インディアン・シトー修道士・ナポリ人の身振りも分析対象にしている。このなかでも、自発的な聾者の自然手話の場合、慣習化されていないという点と、音声言語から独立である点から、言語の起源としての形を現在進行形の状態で直接観察できるとヴントは考えた。

ヴントが手話に着目したのは、16世紀から議論されてきた「言語の普遍性とは何か、その起源はどこにあるのか」という問題に答えるためだった。ヴントと同時期に民族心理学の研究を開始したシュタインタール（Steintal: 1823-1899）もまた、この起源説に心理学的説明を加えていた。ヴントはこのシュタインタールの理論を改善できると考え、シュタインタールが考えた「手話には文法がない」という見方に対して批判的な検討を行ったが、この点も後に見るように川本により日本語で誤った形で紹介された。

ヴントは、言語の起源説を考える過程で仮定される「言語の原初形態」である“Ursprache（ウーアシュプラッヘ）”という考え方が、手話においては現実に観察可能なものであると考えた。ヴントが用いた“Ursprache”は、19世紀から20世紀にかけてドイツで盛んに研究されてきたインド・ヨーロッパ語を言語の原型として再建する試みのなかで考えられてきたもので、この文脈では「共通基語」と訳されることが多い¹⁵。ただし、ヴントが直接依拠しているのは、当時のインド・ヨーロッパ言語の再建の試みにつながった17世紀のライプニッツの言語観であると考えられ、その場合は「原初の言語」と訳されている。ライプニッツのそれは、哲学史上幾度となく生起した「言語における自然性と恣意性」の問題に対するひとつの回答であったが、最初の問題提示は、プラトンの『クラテュロス』にまで遡る。

『クラテュロス』では、事物の名前、すなわち文の主語となる名詞の正当性を保証するのは何かという問題に対し、名前は個々人の勝手な取り決めによって決められているにすぎないとするヘルモゲネスと、事物の本性を表しているのが名前であるとするクラテュロスの説を軸に、ソクラテスを交えた対話が描かれている。このうちヘルモゲネスとソクラテスの対話に、手話が話題になっ

¹⁵ 印欧語比較研究に従事した言語学者、高津春繁（1992, p.221）は、次のように述べている。「言語分化は、言語の母体から、生物のごとくに、異なる独立のものが生まれるのではなく、もとの言語が変化するのであり、従って祖語のごとき、人間関係を表わすための語を譬喩的に言語に用いることは、誤った観念を導入しやすい。まさに、高津が指摘していたこの「誤った観念」が、「手話を未開語として否定する観念」として、昭和初期の日本の聾教育に普及したものと考えられる。

ている箇所がある。

ソクラテス： 仮にもしわれわれが声も舌ももっていないで、お互いどうしに対して事物を示そうと欲するとするならば、どうだろう、そのばあいわれわれは、現実に啞の人たちがやっているように、手や頭やその他の身体の部分を使って表現しようとするのではないだろうか。

ヘルモゲネス： もちろんです。他にどんな方法がありましょう、おおソクラテス。

ソクラテス： 例えば仮にもし——ぼくが思うには——われわれが上方にあるもので軽い物を表わしたいと欲するならば、われわれは天に向けて片手を上げることだろう。つまり、当の事物の本性そのものを模倣する〔まねる〕わけだ。他方もし下にあるもので重いものを表わしたいならば、地面の方向にね〔手を差し伸べる〕ことだろう。また走っている馬とか、その他の動物を表わそうと欲するばあいには、無論君にもおわかりのように、われわれ自身のからだと姿勢をその動物のそれに、できるだけ似せることだろうね¹⁶

この後ソクラテスは、最初の名前の起源として、神授説やより古い異民族による制定説を持ち出しつつも、それだけでは名前の正しさを説明したことにはならないと述べる。手話は名づけが正しく行われているかどうかを示す根拠の一つであるところの「事物の模倣」の一例として取り上げられているにすぎないが、ここでの記述は、手話を使う人々が紀元前約 4 世紀のこの時代にも存在していたことを示唆している¹⁷。

『クラテュロス』で事物の名前の正しさの根拠となるものを問題にしたプラトンに対し、アリストテレスは『命題論』にて言葉と物の関係に注目している。

音声〔声にされる言葉〕のうちにある様態は靈魂のうちにある様態の象徴であり、書かれたものは音声のうちにある様態の象徴である。そして、文字がすべての人々にとって同一ではないように、また音声も〔すべての人々にとって〕同一ではない。けれども、それら二つのものがそのしるしであ

¹⁶ プラトン全集 (1974, pp.120-121:422D-423A)。

¹⁷ プラトンによる手話の図像性 (対象の形状や性質の模倣) に注目した記述が、現代から見ても正確である点も刮目に値する。今日の日本手話でも「軽い」と「重い」にあたる語彙や、動物の語彙も、この記述の表現にある程度合致しているからである。

るところの最初のもの、すなわち靈魂の様態はすべての人々にとって同一である、そしてこの様態がそれらの類似物であるところの事物はもちろん同一である¹⁸。

「話し言葉 / 書き言葉」の様態が個体間で異なるにもかかわらず、靈魂では同一であるとするアリストテレスのこの言語観は、中世を経て 16・17 世紀にもたらされ、神話的言語観を生んだ。すなわち、「神がアダムに与えた（あるいはアダムが自ら作った）がその後失われた純粹で根源的な言語、普遍的な言語観を想定する考え方」である¹⁹。アリストテレスにあっては、人間の内なる靈魂に言語の普遍性が求められたが、ライブニッツはアダムを持ち出し、このアダムの言語により近いことを示す痕跡をドイツ語のオノマトペの特徴に求めた。カエルの鳴き声とラテン語とドイツ語の親和性から、言語の原初性を引き出そうとするライブニッツの議論は次の通りだ。

…あらゆる民族は共通の起源をもち、ひとつの根源的で原初的な言語があるという見解と衝突したり、それをむしろ支持しなかったりするようなものは何भीありません。ヘブライ語やアラビア語がそうした言語に最も近いとしても、少なくともそれはかなり変わってしまっているにちがいありません。チュートン語は、自然的なもの、そして（ヤコブ・ベーメの言葉でいえば）アダムの言語をより多く残していると思われます。なぜなら、もし私たちに原初的な言語が純粹の状態に残っているか、元の状態が分るほど十分に保存されていたならば、自然的な連結であれ、あるいは賢明で最初の作者にふさわしい恣意的設定による連結であれ、連結の理由がそこに現れているはずでしょうから。私たちの諸言語が派生的なものだとしても、それでもその根底には原初的なものを自らのうちにもっているのです。それは、偶然とはいえ自然的な理由に基づいて後になってその言語に形成された新しい根本語に関連して、私たちの言語に加わったものです。動物の鳴き声を意味する言葉やそれに由来する言葉が、その例として上げられます。たとえば、カエルに割り当てられた *coaxare* [ケロケロ鳴く] というラテン語は、*couaquen* あるいは *quaken* というドイツ語と関連があります。ところで、こうした動物の出す音は、ゲルマン語の他の言葉の原初の語源であるようです²⁰。

¹⁸ アリストテレス全集 (1971, p.85: 1, 16 a3).

¹⁹ ライブニッツ著作集 (1995, p.22).

²⁰ 前掲書 (1995, p.22).

ライプニッツにあっては、様々な民族が話す言語は原初の言語から派生しており、音声と事物の結びつきが強ければ強いほどそれがアダムの言語に近いと考えられた。さらに、派生語の中でもそうした「音象徴」の特徴を数多くもつことがドイツ語の優位性を示す根拠として用いられた²¹。ライプニッツの説は、音象徴に神秘主義的・民族主義的な正統性を反映させており、これはソクラテスにあっては名前の正しさを主張する根拠としては退けられたものであった。それを敢えて言語の本性を根拠づけるものとして持ち出しており、どこまで本気の主張であったかは定かではない。また、このままの形で後世に継承されたわけでもない。しかし、音象徴の研究それ自体は、20世紀以降の心理学や認知科学、脳科学の分野において、その特徴や人間の身体における生理的基盤についての研究が進められていることから、音象徴は自然科学の研究対象として引き継がれたといえる。

さて、ようやくヴントに戻ろう。ヴントは『民族心理学』のなかでこの“Ursprache”について、次のように述べている。

原初の言語 (Ursprache) は、音声言語における純粋に仮想的な境界上にある観念であるが、手話においては直接に観察することができると言える²²。

ヴントは、ライプニッツが音象徴に言語の普遍性を見たその同じ発想をそのまま手話に当てはめ、手話にある図像性という特徴において、「手話の普遍性 (Universalität der Gebärdensprache)」について語りうると考えた²³。またこの想定をさらに推し進め、手話においてこうした特徴が実際に観察できることは、「自然に生じたどのような言語であっても、身振りとそれにより指示された対象の間に直接的に図像的な (anschauliche) ものがあったようなある時点を想定する必要がある」²⁴として、音声言語の使用に先立って手話が生じ、手話の普遍的特徴が「原初の言語 (Ursprache)」である可能性を指摘している。音声言語の場合、言語の原初形態は、ライプニッツが考えたように音象徴の特徴を残したアダムの言語の痕跡であったとしても仮想的にしか考えることはできな

²¹ ライプニッツは、「言葉は折々に事物の知覚に伴う精神の性状と音声の類比 (アナロギア) から生じた。アダムは他のいかなる仕方でも名を与えなかったであろう」とも述べており (前掲書 1995, p.25), 前半部分のヴントとの親和性が見てとれる。

²² “Man könnte sagen: der Begriff einer Ursprache, im Gebiet der Lautsprache ein hypothetischer Grenzbegriff, wird bei der Gebärdensprache zur unmittelbar beobachteten Wirklichkeit”, Wundt (1900, p.155).

²³ Wundt (1900, p.140). 中野訳 (1985, p.16).

²⁴ “die Notwendigkeit nämlich, daß es für jede Art natürlich entstandener Sprache einmal eine Zeit gegeben haben muß, in der die Beziehung zwischen dem Zeichen und dem, was es bezeichnet, eine unmittelbar anschauliche war.” Wundt (1900, p.155).

い。しかし、手話であれば「現在進行形の状態」で「直接」観察できるとヴントは考えた。なぜ手話でのみそれが可能なのかについては、ヴントは2点挙げている。すなわち(1)新しい手話表現が今も生まれていること、(2)慣習化された手話にも新しい手話にも高いレベルの図像性が見られること、である²⁵。

手話が音声言語に先立って使われたのかどうかは今もって想定に留まるが、ヴントの示した目で見て直感的に誰もが理解できる「図像性」そのものは、純粹に手話言語学の議論として現代的な文脈で検討が進められている。ヴントが分類した手話のうち造形的形態にあたる特徴については、現代の手話言語学の文脈ではその一部が Classifier (CL) として定義された上で分類され、まさに対象の形状を図像的に伝えるものとして言語学的分析が今日でも続いている²⁶。

4.2 日本の手話研究者の間でのヴントの無名性

ところで、こうしたヴントの知見について、現代の日本の手話言語学者の間で話題に上ることは極めて稀である。英語圏でもヴントの心理言語学者としての手話研究の功績に光が当たるようになったのは、『民族心理学』第1巻の「言語」が1970年代に英訳され、見直されるようになってからである。アメリカ人言語学者のウィリアム・ストーキーが1960年に“Sign Language Structure: An Outline of the Visual Communication Systems of the American Deaf”を出版し、手話の言語学的特徴を明らかにしたことがその後の手話言語学を切り拓いたとされるが、それより60年も前に手話に着目していたヴントの功績は、英語圏で積極的に見直されることはなかった²⁷。この60年間の休眠時代について、ブラントンとブルックスはその要因を3つ挙げている。(1)主に聾教育学者が手話の発展に寄与したため、その指導法や教育手法は二の次だったこと。(2)心理言語学的の一般的な発達歴史が比較的短く、手話の心理言語学が始まるには、聴覚一音声の過程における基礎的な研究の成熟を待つ必要があったこと。(3)当時のアメリカで行動主義が隆盛していたことから、知覚に根ざすヴントの言語説はそれとは相容れなかったこと²⁸。こうした偶然の事情が重なり、英語圏ではヴントの功績のなかでも、この手話に関する点を詳細に解説する文献は多くはなく、2014年に出されたマックス・プランク心理学研究所のレベルトによ

²⁵ 特に Wundt (1900, p.140) では、空間的にも離れた地域での異なる手話の間でも似た動きになりやすい手話として、「私・あなた・ここ・あそこ・地面・空・花・歩く・立つ・寝るなどに加えて、その他の事物や活動などが、数少ないバリエーションとして常に追加されて蓄積され、身振りとしての記号の基盤をなす」と述べている。

²⁶ 例えば、Emmory (2003) では、2000年にカリフォルニア州で開催された手話の CL に関するワークショップで発表された論文のなかから15編が収められている。

²⁷ ストーキーとヴントの重複点は、Blanton and Brooks (1978, p.249) に詳しい。

²⁸ Blanton and Brooks (1978, p.264)。

る詳細なヴント研究の概説²⁹を除くと、数えるほどしかない。主にアメリカの言語学的研究の知見から基礎作りを始めた日本の手話言語学的研究においても、ヴントの手話研究が積極的に振り返られることはなかった。

5 民族心理学の誤読と受容の経緯

5.1 「Ursprache=原始語」という誤解を生む翻訳

ここから川本宇之介による『聾教育学精説』にてヴントの学説がどのように日本に紹介されたのかを見ていくが、同書が出版された年の28年前の1918年に、桑田芳蔵による『ヴントの民族心理学』が出版されているのでこちらを先に確認する。ヴントの手話学説を紹介した箇所には、次の記述が見られる。

以上説明して来た身振語、殊に聾啞者のそれに於いては、それが表情運動から漸次発達し来る過程をば、直接に観察することが出来る。この點に於いて、ヴントは身振語を原始語（ウアシュプラーへ）の一種と名づけて居る。それであるからこの身振語の直観的なこと、一見理解し易い性質は、普通の言語即音聲語の初めの状態を示すものである。何となれば音聲も他の手足等の身振のごとく発声器官の身振であるからである³⁰。

桑田は、Ursprache を「原始語」と訳し、身振語をその一種と解説している。この桑田の説明自体、全体として誤解を生みやすい。確かにヴントは、音声言語における言語の原初形態という観念を手話では直接観察可能だとしたが、これは手話が音声言語に比べて未発達な言語だと考えたからではない。手話は音声言語のように歴史的に共通した語根（roots）をもたないが、手話にある性質が言語に普遍的なものだと考えたからである。言葉と事物の関係が恣意的なのか自然なのかをめぐる問題から「原初の言語」が想定されるようになった歴史的背景を解説することなく、「身振語＝原始語の一種」とした桑田のこの記述は、その後川本により手話の未発達性という解釈が強化された形で引き継がれていく。

5.2 明白な誤訳

²⁹ Levelt (2014, pp. 165-209).

³⁰ 桑田 (1918, p.115).

川本の『聾教育学精説』の中でヴントの見解が集中的に引用されているのは「第3章 身振り語の種類と特質」のうち、「第1節 身振り語の種類」と「第2節 身振り語の特質」である³¹。ここで『民族心理学』の中でも手話に関するヴントの知見が日本に初めて紹介され、その後、ヴントの手話学説はこの書から日本の聾教育業界全体に広まっていった。現在手に取ることができる手話に関する一般書でも川本により曲解されたヴントの手話学説がそのまま訂正されることなく紹介されているが³²、川本の記述からまずは「明白な誤訳」から下記に示す。

偖て單語そのものが既に斯くの如く、その意義が多義であり、變化し易く紛更を來たす俱が多い上にその文構成は甚だ曖昧であつて、如何なる國語とも一致しないのである。故にヴントは手話語は「無文章かつ無語法」(ohne Satz, also ohne Grammatik)であると斷言し、(前掲書216頁)その例を挙げて居る。聾啞者が「父が私に一つの林檎を與へた」という文を語らんとする場合は、自然的身振では、先づ第一に「林檎」の手眞似次に「父」最後に「私」という手話語を用いる。「與へた」という動詞は用ひない。故に此れを手話通りにすると、「林檎, 父, 私」となるのである³³。

次に、ヴントの『民族心理学』から該当箇所を引く。

これまで手話には「文が存在せず、したがって文法も存在しない」と言われてきた。たとえば、聾者が「父が私にりんごをくれた (der Vater gab mir einen Apfel)」と表現しようとする場合、まずりんご (Apfel)」、次いで「父親 (Vater)」、最後に「私 (ich)」という手話を表し「くれる (geben)」という語が表現されない。すなわち、「りんご・父・私」という形が文と同様になる。ここには、文の本質を形づくる述語が欠けているのだ、と (シュタインタール、プルッツとヴォルフゾーン編『ドイツ學術叢書』第一卷、1851年、823頁)³⁴。

³¹ 川本 (1940, pp.394-403).

³² 米川 (2002, pp.94-95)や、齋藤 (2007, p.175).

³³ 川本 (1940, p.401).

³⁴ “Man hat von der Gebärdensprache gesagt, daß sie » ohne Satz, also ohne Grammatik « sei. Wenn der Taubstumme, um zu sagen ‘der Vater gab mir einen Apfel’, zuerst das Zeichen für ‘Apfel’, dann das für ‘Vater’ und endlich das für ‘ich’ mache, ohne ein Zeichen für ‘geben’ hinzuzufügen, also: ‘Apfel Vater ich’, so sei das nichts weniger als ein Satz; denn es fehle diesem Ausdruck eben das, was das Wesen des Satzes ausmache, die eigentliche Aussage (Steinthal in Prutz’ und Wolfsohns Deutschem Museum, I, S. 923.)” Wundt (1900, p.208).

ヴントの原典の該当箇所は、手話の統語論について、シュタインタールの見解を批判的に検討しようとしている最初の文章であり、引用符でシュタインタールの言葉を囲ってあるので、これを「ヴントは断言した」とするのは明白な誤りである。ヴントはこのシュタインタールの見解を紹介した後に、手話では自明なことは省略されるが、誤解が生まれる可能性がある場合には「与える」という手話が使われると述べたうえで、「単語の統語的な語順と文とが同じことを指すとするならば、手話の統語論について言及することが可能だ」としている³⁵。このため、ヴントの見解とはまったく逆のことが川本の著書で記述されていることがわかる³⁶。

5.3 不適切な引用による自説の権威化

5.3.1 サルの如く低級

明白な誤訳のある上述の箇所だけでなく、川本の著書には、ヴントが『民族心理学』で述べていることと川本自身の見解が不明確な箇所が散見される。下記にその一例を示す。

是等の未開民族の身振語や聾啞者の自然的身振語の至嬰兒乃身振表情等を研究して、ヴントは次の如く分析し、ブルームフィールドも亦、ヴントに従ってまったく同一意見を提供している。

指示的身振語 指示身振より発達して来たもので手指の運動、就中食指を伸ばし、他の四指を折って、コレ、ソレ、アレと指示する語であり、之によつて、その指示された實物を意味し、又ココ、ソコ、アソコとして空間を指示する場合もあり、私、君、あの人として、代名詞を更に代用する。猿の如きも慥に低級な指示身振語の如き身振を示すといふものもある³⁷。

指示的身振りについて、ヴントは「表出運動からみた身振り語の起源」という

³⁵ “Hieraus ergab sich ohne weiteres, daß von einer Syntax der Gebärdensprache mit vollem Recht geredet werden kann, insofern eben syntaktische Stellung der Wörter und Satz zusammengehörige Wechselbegriffe sind.” Wundt (1990, p.14).

³⁶ この箇所における川本のヴント理解について、ヴントの『民族心理学』の第1巻第2章の全体を『身振り語の心理』として監訳した中野善達は「身振り語の特質として、(1)多義なること、(2)意義曖昧、(3)抽象語の表現困難、(4)無文法無文章(川本宇之介『聾教育学精説』一九四〇年)といったことがよく言われる。これは本当のことであろうか」と疑問を呈している。ヴント(1985, pp.193-194).

³⁷ 川本 (1940, pp.394-395).

節で詳しく述べており、猿について言及している箇所は確かに存在するが、把握動作と指示動作の中間段階に留まる事例の一つとして挙げているので³⁸、川本の上記の引用箇所と整合性はない。そもそも引用箇所の出典を示すためのページ数の記載がなく、引用者である川本自身の見解とヴントの見解との境界が曖昧であるため、ヴントが上記のような見解を持っていたという誤解を読者に与えかねない引用であり、これは自説の権威化のひとつと指摘できる。

5.3.2 幼稚な思想表現には適する

川本の著作には、ヴントが使った図がいくつか引用されている箇所があるが、その図の近くのテキストはほぼ川本独自の見解を示している。

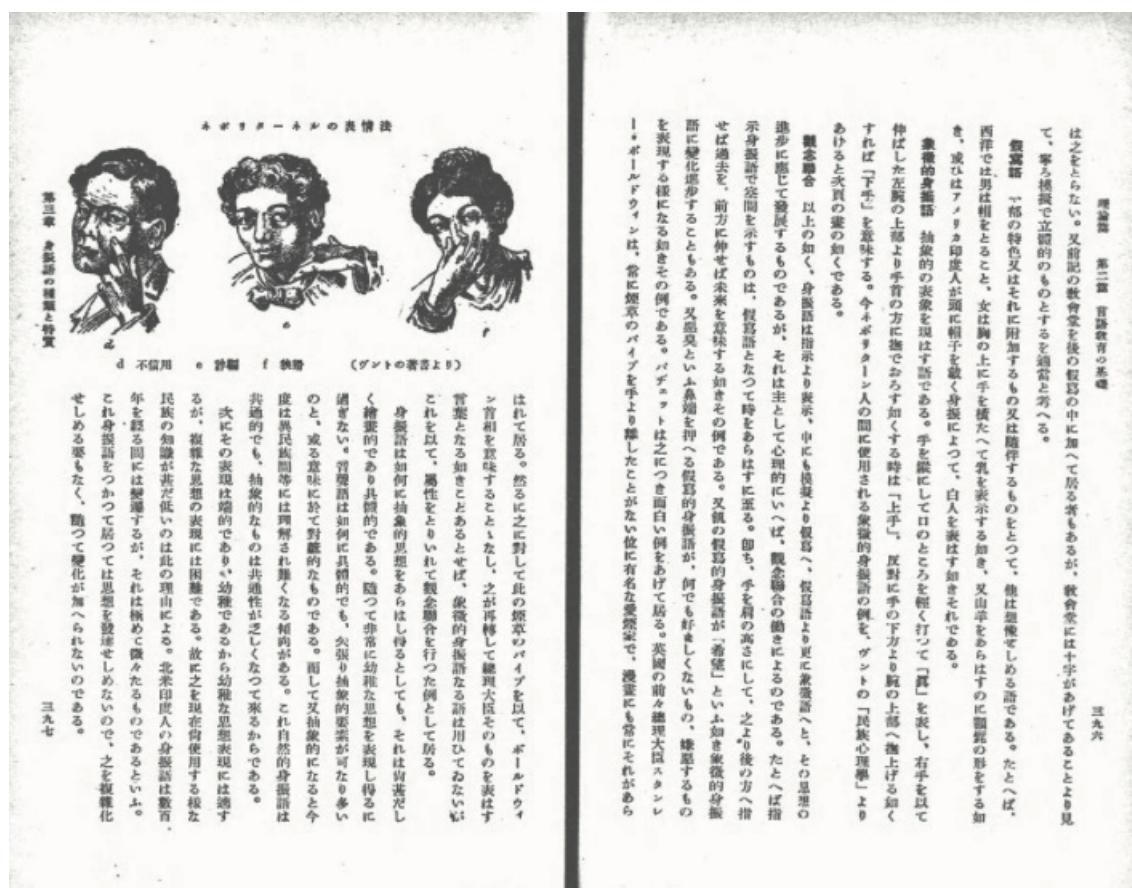


図1：川本字之介『聾教育学精説』（pp. 396-397）のレイアウト

左上の図はヴント（1900, p.184）からの引用と思われるが、その図の下にあるテキストはヴントの文献とは無関係で、川本の独自の見解である。

下記に抜粋するのは、図1に示されるヴントの『民族心理学』から引用され

³⁸ Wundt (1900, p.223), 中野訳 (1985, p.147).

た図の下にある川本のテキストである。なお、内容に影響が無いと思われる旧漢字は、新漢字のまま引用する。

身振語は如何に抽象的思想をあらはし得るとしても、それは尚甚だしく絵書的であり具体的である。従って非常に幼稚な思想を表現し得るに過ぎない。音声語は如何に具体的でも、矢張り抽象的要素が可なり多いのと、或る意味に於いて封建的なものである。而して又抽象的になると今度は異民族間等には理解され難くなる傾向がある。これ自然的な身振語は共通的でも、抽象的なものは共通性が乏しくなつて来るからである。次にその表現は端的であり、幼稚であるから幼稚な思想表現には適するが、複雑な思想の表現には困難である。故に之を現在尚使用する様な民族の知識が甚だ低いのは此の理由による。北米印度人の身振語は数百年を経る間には変遷するが、それは極めて微々たるものであるといふ。これ身振語をつかつて居ては思想を發達せしめないで、之を複雑化せしめる要もなく、従って変化が加へられないのである³⁹。

前節で示した箇所と同様、引用箇所の出典を示すためのページ数の記載がなく、引用者である川本自身の見解とヴントの見解との境界が曖昧であり、かつ図1に示すように原書にある図をそのまま掲載しているため、ヴントがテキストにあるような見解を持っていたという誤解を与えかねない引用であり、こちらも自説の誤った権威化である。以上が川本の曲解に基づくヴントの文献の明白な誤訳と不適切な引用として指摘できる点である。

6 川本による曲解の背景

以上に見てきた通り、『聾教育学精説』では、川本の誤訳と不適切な引用とともにヴントの学説が紹介されたが、実はほぼ同時代に正しくヴントの『民族心理学』を日本に紹介していた国文学者がいた。国語教育学者としても著名な垣内松三は、1934年に出版された『国語教育科学』第8巻で次のように述べている。

特にヴントが諸種の身振を身振語として「言語」の範疇に付け加えたことは、われわれの立場から、忘れることができない。ヴント自身は、シュタインタールが聾啞者の身振記号を音声語と対質して、いわゆる身振語は固有の「文法」を欠いている、それは何ら「文」を有たない、という結論に

³⁹ 川本 (1940, p.397).

達したことを批判し、特殊な文法的徴標がたとひ存在しなくとも、「文が存在するところには、一定の語結合の法則がなければならず、又その逆も真である。即ちかうしたことが確認されるところには又文が存在する」となしている。この立場から彼は、聾啞者、自然人（特に北米印度人）、ナポリ人及びシトー教団僧侶の身振組織によって身振の根本形式をたづねた⁴⁰。

垣内のこのヴント理解は、正確であるばかりでなく、「Naturvölker」を川本が訳したように「未開民族」とせず「自然人」と訳している点で、否定的印象を残さぬよう慎重な配慮がなされたことが伺える。川本と同時代の国語教育学者でもある垣内は、川本の誤ったヴント理解に正しい指摘をなした人物であったはずだ。なぜ、垣内のこの箇所ではなく、川本により曲解されたヴントの学説がその後の日本に長く広まることになったのかについては、1941年に発刊された『国語文化講座』第3巻に川本が寄稿した文章に、その背景が伺える箇所があるので、そこから見ていく⁴¹。

ヴントも言っている如く自然の手話語は如何なる口話語と比較しても無文法であり、無文章であると言っても差支なく、語法もなく従って文脈も乱雑なものであり、又意味は極めて浅薄で幼稚な思想しか表わすことが出来ない。のみならず、その意味が多義であって極めて曖昧となり、変化しやすくして確実なる表現が不可能である。

ここでは、『聾教育学精説』で紹介したヴントの学説がそのまま誤った形で国語教育の分野でも紹介されているが、なぜ聾児に対する口話法が聾教育の現場で必要とされるのか、川本独自の見解がこの後に続く。

思想交換という点を離れて、国民思想の涵養と国民精神の錬成との上より考へても、一層、口話法によらねばならぬことを痛感する。これひと言以て之を掩へば、同一国民は同一国語を理解し国語を話すことによって、その思想感情を共通になし得るからである。尤もたとひ手話法を以てしても、国民性を涵養し国民精神を錬成することは全く出来ないことはないが、之を深くし之を洗練することに於て、遺憾とするものが決して尠少ではない。見よ、たとひ不完全とは言え、聾児が君が代を奉唱し、天長節その他の式日唱歌をうたひ得ることによって、如何にその喜びを感じ、如何に皇国の民たることの自覚を促し得るかを。

⁴⁰ 垣内 (1934, p.25).

⁴¹ 以降の引用は全て川本 (1941, pp.273-275).

国語教育の延長としての聾児への口話教育の正当化の根拠が、ここでは国民性の涵養・国民精神の錬成・皇国の民としての自覚という、三点に集約されている。これらは川本が戦前の公民教育論で展開した「公民」像そのものであった。川本は、ここで日本国内の国語教育と聾教育を公民教育という共通の土台の上に捉えなおしたばかりでなく、国外での日本語教育への応用として、聾教育の口話教育の成果を積極的に利用しうることを続けて力説している。

今や我が国は、大東亜共栄圏は勿論世界中に日本語の普及を企画し、之に関する研究調査と施設経営に極めて多忙である。これ我が国民性を広く理解せしめ、国民精神を会得せしめることの上に絶対的必要を痛感するからである。それは同時に聾児に醇生なる国語を教育することの必要なる所以ともなるのであるが、又我等聾教育の立場よりすれば、聴覚の欠損の為に、国語を学ぶ上に極めて困難なる聾児でさへ、国語即ち音声語を学び、相当の効果を揚げて居るのであるから、外国人に国語を普及することは、他の条件は今姑く措いて問わず、聴覚を有する者が対象たる点に於て、大いに困難の度を減じ、寧ろ易々たるものがあると稱しても可なりである。ここに我が聾児への国語教育の可能と成績とは、広く日本語の東亜否な世界的普及に対する一大示唆となるではなからうか。

ここにヴントの学説が川本により曲解のうえ提示されたまま他の誰にも訂正されずに広まった当時の時代背景が見て取れる。すなわち川本は、聾児の口話教育の成功事例をもって国外での日本語教育に応用範囲を広めることで、国民精神を共有する「皇国の民」の拡大に寄与しようと考えていた。この政治的文脈のなかで語られるヴントの学説紹介は、聾児への口話教育の科学的正当性を保証する基点であった。また、川本は当時の教育政策に強い影響力をもっていた。こうしたことが、垣内松三のような同時代の国文学者に対しても、ヴントの学説を正しく読んでいたはずの他の国語教育学者たちに対しても、訂正の余地を与えなかったものと考えられる。

7 なぜ哲学者にすら誤訳が見過ごされたのか

これまで見てきた通り、ヴントの学説は、桑田芳蔵により最初に日本に輸入されたときの「ヴントは手話を原始語 (Ursprache) の一種とした」という解釈の多義性と、川本宇之介の明白な誤訳と恣意的な引用が施された後に誤った形のまま日本の聾教育に広まり、現代まで引き継がれてきた。ここで、本論の最

初に提示した「70年以上もの間この誤訳が見過ごされてきたのはなぜなのか」を改めて検討する。

慶應義塾大学に所属していた哲学者の川合貞一は 1902 年にヴントの研究室に客員として入室が許可され、東京帝国大学文学部哲学科出身の松本亦太郎や桑田芳蔵も留学生としてヴントに師事した。その後、東京帝国大学には松本により 1903 年に心理学実験室が設立され、日本の心理学が始まった。日本における心理学が哲学と分化して創成される過程で、ヴントの著作を同時代に精読していた哲学分野の研究者は少なくなかったといえる。にもかかわらず、ここでも川本の誤訳を指摘する者は存在しなかった。明治期以降の日本において、本格的な学術研究に従事する人間の標準形は、耳の聴こえる日本語話者であり、哲学者研究者にあつては、英語・ドイツ語・フランス語・ギリシャ語・ラテン語等の読解能力をもつ者であった。ここ 200 年あまりで 2500 年の主要な哲学の文献が日本語に訳され、主に日本語の書き言葉で哲学上の問題が議論されることでその伝統が引き継がれてきた。この間少なくとも日本では、手話が哲学の主要問題になったことはほぼなかったと言ってもいい⁴²。ヴントと同等程度に自国の手話言語を読み取る能力がなければ、哲学や心理学の萌芽期における背景知識が多少あつたとしても、同時期の研究者には、ヴントが言おうとしていたことを真に理解することはできなかつたはずである。哲学分野での伝統的な表現形式と言語能力上の問題が、潜在的にこの誤訳を指摘しえた研究者たちの認識論的限界となつていたと考えられる。

国家主義的言語観から、ヴントの心理学的学説が歪められて日本の教育政策に利用された歴史的経緯をふまえ、ヴントの図像性とライプニッツの音象徴が言語の普遍性とどうつながりうるのかを現代的な視点で精査していくことは、引き続き残された仕事であろう。

文献一覧

アリストテレス (1971).『アリストテレス全集 1:命題論』. 山本光雄, 井上忠, 加藤信朗訳. 岩波書店.

阿部隆一 (1956).「川合貞一先生略年譜並著作目録」.『哲學』32:5-23. 慶應義

⁴² 唯一哲学者による手話に関する研究として、ヘーゲルの哲学を専門とする高山守は、2014 年から 2016 年まで科学研究費の助成により「手話言語における哲学表現の可能性について」の研究を遂行している。「本研究の目的は、手話という特有の形態の言語に関して、その哲学表現の可能性を探究し、それによって、手話言語そのもののもつ独特の意味論的な体系性をとらえるとともに、哲学そのものの新たな表現形態の可能性を探るというものである」とあり、世界的に見ても類を見ない研究であり、成果の発表が期待される。

塾大学.

- Blanton, R. & Brooks, P (1978). Psycholinguistic Perspectives on Sign Language, In Campbell, and N. Smith, T. eds. *Recent advances in the psychology of language*. Kluwer Academic/Plenum Publishers: 411-420.
- Bloomfield, L. (1914). *An Introduction to the Study of Language*. New York: Henry Holt.
- Blumenthal, A. (1970). *Language and Psychology: Historical Aspects of Psycholinguistics*. New York: John Wiley & Sons Inc.
- Emmorey, K. eds. (2003). *Perspectives on Classifier Constructions in Sign Languages*. NJ: Lawrence Erlbaum.
- 藤井東 (1929). 「聾啞教育に於ける心の方法」 聾啞教育研究叢書. 第1輯. 大阪市立聾啞学校編.
- Hewes. G.W. (1978). The Phylogeny of Sign Language, In Campbell R.N. and Smith P.T. eds. *Recent Advances in the Psychology of Language*. Kluwer Academic/Plenum Publishers: 11-56.
- 平田勝政 (1985). 「大正デモクラシー期における川本宇之介の公民教育論と特殊教育」. 『教育科学研究』 4:13-22.
- 平田勝政 (1989). 「大正デモクラシーと盲聾教育—「盲学校及聾啞学校令」の成立過程の分析をとおして」. 『長崎大学教育学部教育 科学研究報告』 37:21-44.
- 平田勝政 (1990). 「昭和戦後初期における川本宇之介の公民教育論と特殊教育」 『長崎大学教育学部教育科学研究報告』 39:67-82.
- 石原剛志 (2002). 「川本宇之介の公民教育論の形成と展開：1920年代における展開を中心に」. 『現代日本社会教育史論』 新海英行編, 日本図書センター, pp.122-138.
- 垣内松三 (1934). 『国語表現学概説』. 国語教育科学：独立講座 第8巻. 文学社.
- 川本宇之介 (1940). 『聾教育精説』. 信楽会.
- 川本宇之介 (1941). 「聾者及び盲人の言語教育」. 『国語文化講座 第3巻 国語教育篇』. 桜木俊晃. pp. 269-290 朝日出版社.
- 川本宇之介 (1981). 『ろう言語教育新講—川本宇之介著作集』. 川本口話賞会.
- 桑田芳蔵 (1918). 『ヴェントの民族心理学』. 文明書院.
- 小島勇 監修, 全国ろう児をもつ親の会編 (2006). 『ろう教育が変わる！日弁連意見書とバイリンガル教育への提言』. 明石書店.
- Levelt, W. (2014). *History of Psycholinguistics: The Pre-Chomskyan Era*. Oxford: Oxford University Press.
- 松永端 (1929). 「手話の創造—或いはその形成に就いて」 聾啞教育研究叢書. 第

- 1 輯. 大阪市立聾啞学校編.
- 丸山良二 (1935). 「聾児の心理」. 東京聾啞学校紀要 第 2 輯. 東京聾啞学校編.
- 日本弁護士連合会 (2005). 「手話教育の充実を求める意見書：別紙」
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2005_26_2.pdf
 (2016 年 5 月 10 日アクセス)
- 野呂一, 中川辰雄 (2005). 「大正・昭和初期におけるろう教育の歴史的考察：卒業生夫妻の証言にみる東京市立聾学校の教育の実際」『横浜国立大学教育人間科学部紀要 教育科学』. 7:83-105.
- 岡本稲丸 (1997). 『近代盲聾教育の成立と発展：古河太四郎の生涯から』. NHK 出版.
- 齋藤くるみ (2007). 『少数言語としての手話』. 東京大学出版会.
- 佐田徹 (1929). 「手話の発生論的研究」聾啞教育研究叢書. 第 1 輯. 大阪市立聾啞学校編.
- 末森明夫 (2015). 「日本の聾啞空間の親密圏・中間体・公共圏の変容に伴う「いわゆる日本の手話」の変遷」『生存学』8:178-194.
- 東京聾啞学校 編. (1935). 『創立六十年史』. 東京聾啞学校.
- 高津春繁 (1992). 『比較言語学入門』, 岩波書店.
- 高山守. 「手話言語における哲学表現の可能性について」
<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-26580002/>
 (2016 年 10 月 21 日アクセス)
- 菅野幸恵 (2007). 「明治・大正期の日本における西洋の心理学の受容と展開」.
 『青山学院女子短期大学総合文化研究所年報』.
- プラトン (1974). 『プラトン全集 2 クラテウロス, テアイテトス』. 水地宗明, 田中美知太郎訳, 岩波書店.
- ライブニッツ (1995). 『ライブニッツ著作集 5 認識論 人間知性新論 下』. 下村寅太郎他監修, 谷川多佳子他訳, 工作舎.
- ライブニッツ (2006). 『ライブニッツの国語論—ドイツ語改良への提言』. 高田博行, 渡辺学編訳, 法政大学出版局.
- Schick, A. (2000). Psychoacoustics in Germany and its relations to Japan, *Journal of the Acoustical Society of Japan* (E). 21(6): 323-327.
- Wundt, W. (1900). *Völkerpsychologie: Eine Untersuchung der Entwicklungsgesetze von Sprache, Mythos und Sitte*, vol.1. die Sprache, Leipzig: Engelmann. [第 1 卷第 2 章の邦訳: 『身振り語の心理』中野善達 監訳, 福村出版, 1985.]
- 米川明彦 (2002). 『手話ということば：もう一つの日本の言語』, PHP 研究所.